2024-25 大同生命 SV.LEAGUE チャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣旨〕

本要項は、一般社団法人 SV リーグ(以下、「SVL」という。)が大同生命 SV.LEAGUE(以下、「SV.LEAGUE」という。) 2024-25 ポストシーズンに開催するチャンピオンシップ(以下、「CS」という。)の実施に関する事項を定める。 CS の運営はすべて本要項に基づき、本要項に定めのない事項は、規約および 2024-25 SV.LEAGUE 試合実施要項を準用する。

第2条〔CSの目的〕

CS は、SV.LEAGUE に加盟するクラブの最終的な年間順位を決定することを目的として 開催する。

第3条〔出場クラブ〕

CS の出場クラブは、2024-25 SV.LEAGUE レギュラーシーズン終了時の順位に基づき、次のとおりとする。

- MEN:上位6クラブ
- ② WOMEN: 上位8クラブ

第4条〔競技会方式〕

- (1) CS は、男女別のトーナメント方式で行う。
- (2)組合せは、レギュラーシーズン終了時の順位に基づき下図のとおりとする。
- (3) クォーターファイナル (準々決勝)、セミファイナル (準決勝)、ファイナル (決勝) はそれ 2 戦先勝方式を採用し、1 勝 1 敗となった場合は 3 試合目を行って勝者を決定する。
- (4) 3位決定戦は行わない。

第5条〔主催および主管〕

- (1) CS の全ての試合は SVL が主催する。
- (2) クォーターファイナル (準々決勝)、セミファイナル (準決勝) は、SVL がホームゲームとなるクラブに主管権を委譲し、ファイナル (決勝) は SVL が主管する。

第6条〔日程および競技会会場〕

- (1)ファイナル(決勝)を除くすべての試合は、レギュラーシーズンの順位が上位クラブのホームゲームとする。
- (2) クォーターファイナル (準々決勝) およびセミファイナル (準決勝) は、原則として金曜

日から翌火曜日の間に試合を開催する。

- (3)前項において、1 試合目(以下、「GAME1」という。)と 2 試合目(以下、「GAME2」という。)は連日かつ同一会場の開催とし、3 試合目(以下、「GAME3」という。)を行う場合は GAME2 の翌日または翌々日の開催とする。翌々日の開催になるときは、GAME1 および GAME2 と異なる競技会会場で開催することを認める。
- (4) クォーターファイナル(準々決勝)およびセミファイナル(準決勝)は、ホームクラブのホームアリーナでの開催を原則とし、ホームアリーナ以外で行うときもホームクラブの活動区域内の競技会会場とする。
- (5)前項において、やむを得ずホームクラブの活動区域外の競技会会場を使用しなければならないときは、事前に理事会の承認を得なければならない。
- (6) CS は規約第54条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても第1項 に定める曜日以外での試合を開催することはできない。
- (7)ファイナル(決勝戦)の日程および競技会会場は、SVLが別に定める。

第7条〔試合開始時刻〕

- (1) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日以外の試合開催においては、原則として試合開催時刻を18時以降で設定する。
- (2)連日開催のときは、前後2試合の開始時刻の間隔は20時間以上を設けるものとする。

第8条〔中止試合の取り扱い〕

- (1)規約63条または第64条に基づきCSの試合が中止されたとき、当該試合の取り扱いは次のとおりとする。
 - ① GAME1、GAME2 および GAME 3 のすべてが中止されたとき
 a)不可抗力または双方のクラブの責に帰すべき事由のときは、レギュラーシーズン
 の順位が上位のクラブが勝者
 - b)一方のクラブの責に帰すべき事由のときは、帰責性のないクラブが勝者
 - ② GAME 1 は試合成立して GAME 2 以降が中止されたとき a)不可抗力または双方のクラブの責に帰すべき事由のときは、GAME 1 の勝利クラブ が勝者
 - b)一方のクラブの責に帰すべき事由のときは、GAME 1 の勝敗にかかわらず帰責性のないクラブが勝者
 - ③ GAME 1 および GAME 2 が試合成立して GAME 3 が中止されたとき a)不可抗力または双方のクラブの責に帰すべき事由のときは、レギュラーシーズンの 順位が上位のクラブが勝者
 - b)一方のクラブの責に帰すべき事由のときは、帰責性のないクラブが勝者

第9条 [順位の決定]

- (1) ファイナル (決勝) の勝者が 2024-25 SV.LEAGUE CS 優勝クラブかつ 2024-25 SV.LEAGUE 年間 1 位クラブと定め、敗者を同 CS 準優勝クラブかつ同年間 2 位クラブとする。
- (2) セミファイナル (準決勝) の敗者のうち、レギュラーシーズンの順位が上位のクラブを 2024-25 SV.LEAGUE CS ベスト 4-T クラブかつ 2024-25 SV.LEAGUE 年間 3 位クラブと 定め、下位クラブを同 CS ベスト 4-B クラブかつ同年間 4 位クラブとする。
- (3) クォーターファイナル (準々決勝) の敗者は、レギュラーシーズンの順位に基づき上位から順に 2024-25 SV.LEAGUE 年間 5 位から 6 位 (MEN) または 5 位から 8 位 (WOMEN) とする。

第10条〔遠征費用〕

- (1) ファイナル (決勝戦) を除き、CS におけるアウェークラブの遠征に要する交通費および宿 泊費はホームクラブが負担し、当該負担額は理事会の定める競技会等旅費規程に基づき算 出する。
- (2)ファイナル(決勝戦)の出場チームの交通費および宿泊費は、規約第78条第1項を準用してSVLが負担する。

第11条〔改正〕

本実施要項の改正は理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第12条〔施行〕

本実施要項は2024年7月1日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年6月19日